

## 安芸太田町告示第19号

令和6年告示第52号（令和7年度及び令和8年度において町が発注する建設工事等の一般競争入札、指名競争入札又は随意契約に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等。以下「告示」という。）の追加申請期間等について、次のとおり定めた。

令和7年3月26日

安芸太田町長 橋本 博明

### 1 追加申請期間

令和7年4月1日（火）から令和8年9月15日（火）までに電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、持参又は郵送等により別に提出すべき添付書類を安芸太田町総務課（広島県山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1）に到達させなければならない（記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。